

## 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第38回）

### 議事録

**日 時** 令和7年10月17日（金）10:00～12:00

**場 所** アイリス愛知 和大広間 百合A

**出席者** 構成員

小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	名古屋市立大学大学院教授	副座長
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	

オブザーバー

井川 博文	文化庁文化資源活用課文化財調査官
前川 拓也	文化庁文化資源活用課文化財防災推進係長
森山 修治	日本大学非常勤講師・元日本大学教授
竹田 晴香	愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所  
教育委員会生涯学習部文化財保護課

- 議 事**
- (1) 重要文化財建造物等保存活用計画について  
(防災計画の修正・活用計画など)
  - (2) 名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について

**配布資料** 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第38回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>本日はご多用の中、また朝早くから、第38回建造物部会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日議題といたしますのは、重要文化財建造物等保存活用計画についての防災計画の修正・活用計画などが、まず1点です。こちらについては、先般、さまざま先生方からご指摘いただきました。所内の議論をふまえて、必要な要素を、具体性を持ちながら書き加えました。また、議題に関連して、先日、名古屋城内の立ち入り禁止エリアにおいて桜の木が燃えるという事態があり、報道もされました。幸い発見が早く、我々の手で消し止めることができました。大きな被害には至りませんでしたが、今後に向けてますます気を引き締めて、防火・防災、植栽管理に取り組んでいかなければいけないと、気持ちを新たにいたしましたところ。こうしたときに、今回ご議論いただく防災に関する計画はよって立つものになりますので、ますます重要な議論だと思っています。ご審議をよろしく願いいたします。2点目については、名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について、ご相談するものです。限られた時間ではありますが、皆様から貴重なご意見をいただきながら進めていきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>3 構成員、事務局、オブザーバーの紹介</p> <p>4 今回の議事内容</p> <p>資料の確認をします。まずA4が1枚、表裏です。表面に会議次第、裏面に出席者名簿です。次にA4が1枚で、座席表です。これからが会議資料です。資料右上に、38建造物資料1と書いた最初のページには、重要文化財建造物等保存活用計画についてという、表面がレジメのようになっているもの、裏面が目次等になっているものが1枚です。その次から、本編の保存活用計画2025年10月17日案という表紙のもと、後ろずっと第6章まで連なっています。こちらは1ページ、1ページ確認ができませんので、その都度よろしく願いいたします。最後に、38建造物資料2として、余芳移築再建事業について1枚あります。</p> <p>それでは議事に移ります。ここからの進行は座長に一任します。小濱座長、よろしく願いいたします。</p>
	<p>5 議事</p> <p>(1) 重要文化財建造物等保存活用計画について (防災計画の修正・活用計画など)</p>

小湊座長	資料について、事務局にご説明していただいた後、構成員の皆様にご意見を伺いたいと思います。まず、議事(1)重要文化財建造物建造物等活用計画について、防災計画の修正・活用計画などです。まず前回の修正のほうを、よろしくをお願いします。
事務局	<p>資料1ページ、2ページにまとめていますが、今回については、前回6月の建造物部会でご指摘された点を修正した第4章の防災計画に加えて、第5章の活用計画、第6章の保護に係る諸手続きを新たに取り扱います。初めに前回からの修正箇所をご説明し、一度切らせていただいた後、新規事項に入っていきたいと思います。なお、第1章から第3章までの修正に関しては、前回ご指摘された通りに修正しています。軽微な修正になりますので、説明を省略します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、第4章の防災計画についてです。第4章の防災計画につきましては、前回の建造物部会後に、オブザーバーの森山先生から意見書をいただいております。それに基づいて内容を修正しています。修正箇所については、1ページ目にまとめてあります。まず、資料の136ページの消火体制に関してです。前回、初期消火に係る自衛消防組織の具体的な動きが検討できていないという、ご意見がありました。消防署へのヒアリングや図上訓練などの検討によって内容を加筆しています。具体的な加筆内容に関しては、公設消防隊への情報共有や避難誘導のための人員確保、消防隊が臨機応変に消火活動を行うことに関する対応が必要になることを記載しています。また、職員と共に運営スタッフや警備員の動きも重要になってくるということで、業務の明確化による体制強化も書き加えています。</p> <p>消化体制の部分に関しては、初めに所長の挨拶でも話がありましたが、10月10日に小さな火事が起きました。こちらの情報も共有いたします。投影資料をご覧ください。報道等にもありましたが、火事が起きました。実際に燃えたものは、水をかけている桜の枯れ木1本になります。10月10日の正午に確認した後、10分程度で職員による初期消火を行い鎮火しています。火災を確認してから20分後に公設消防隊が到着し、その5分後に鎮火を確認し、同時に文化財保護課に報告しています。火災を確認した50分後には、文化庁に連絡という流れで、消火活動、また、その動きの流れとなっています。消防隊が到着した際には、日頃の訓練によって警備員が城内を誘導し、現地まで誘導しています。後からの振り返りとして、実際に消防隊への通報が、火災の規模が小さかったこともあり、通報が遅れてしまったこと。また、文化財保護課への報告、その後の文化庁への連絡という動きが、現状の役割分担に記載していなかったことが、課題として見えてきました。資料の内容が確定した後、火事が発生したので、今回の反省点をふまえて、資料の内容を修正していきたいと考えています。情報の共有としては以上です。</p> <p>資料に戻って、137ページの各種訓練についての内容を修正しています。各種訓練を行っていく際に、訓練の質の向上を目的とした内容と、前回の建造物部会後に図上訓練を行い、確認した課題などを加筆しています。定期的な訓練に関しては、質の向上を目指しながら進めていく必要があります。図4-4にお示ししているPDCAサイクルにより実施していくことが求められます。今後の検討内容として、各種訓</p>

練の1段落目の最後に書いてあるXRを用いた初期消火、避難訓練を積極的に導入し、訓練の質向上に努めていく、という文言を追加しています。これに関しては、投影資料に、参考でお示ししています。名古屋市のほうで昨年度、実証実験を行っています。XRを用いた避難訓練です。MRゴーグルという実際見えているものに、煙など火災の状況を加えたもので、よりリアルなシチュエーションを再現した状態で、どのように避難訓練を行うか、避難誘導を行うか、というところが、本市として事業の取り入れが始まっています。こういったところを、名古屋城も導入していくことを検討したいと考えています。

実際に実施した図上訓練では、無線機が名古屋城調査研究センターに設置されていないことや、夜間の火災が起こったときに夜間警備員の人員が不足していること、城内における火災が起きた際の消化範囲がかなり限定されることなどが、課題として見えてきました。それをふまえて、より実際の具体的な動きを向上していくことが必要だと認識し、内容を追加しています。

続いて138ページの避難誘導に関しても、前回、避難誘導の考え方に関しても内容が不足していましたので、追加しています。隅櫓の火災発生を想定した際に、非常放送設備が現状ないことや、的確な避難指示を出す誘導員を配置することが重要であることを記載しています。避難発生時の窓の取り扱いに関しては、火災時の状況次第になると考えていますが、基本的な考え方として、各階の窓は解放したままとし、排煙あるいは給気機能を持たせることを考えています。

そのほか142ページに関しては、火災発生時の各誘導員の行動についても内容を追加しています。

次に145ページから、設備整備計画について大幅に修正しています。少し細かくご説明します。火災警報設備に関しては、現状は空気管式による熱感知器と自動火災報知設備が設置されています。これに加えて、追加した内容を整備したいと考えています。まず、報知器設備に関しては、誤報対策や各機能が追加されたアナログ式の熱感知器や、火災箇所を詳細に表示できるR型の受信機を導入します。ゾーニングに関しては、現状が報知器を管理しているところが事務所の1か所だけになるので、受信盤を本丸御殿の事務室、夜間常駐しているところに設置したいと考えています。漏電対策として、現状は漏電対策が十分ではないということで、分電盤ブレーカーを避雷ブレーカーに変更することを計画しています。監視設備に関しても、現状では本丸御殿内などには設置していますが、重要文化財建造物を対象とした監視設備がないことから、周囲に防犯カメラと炎感知器を設置したいと考えています。消火設備に関しては、現状では消火器と、146ページのパッケージ型消火設備による消火設備となっていますが、変更します。消火器に関しては、1か所に複数本を設置すること、パッケージ型消火設備に関しては屋内消火栓に取り換えていくことを計画しています。これに加えて、新たに屋外消火栓を建造物の近くに設置し、屋内消火栓と屋外消火栓による消火活動を考えています。これらに加えて、⑤⑥⑦に記載している放水銃、スプリンクラー設備、連結送水管の整備を今後検討していきます。

148ページに関しては、新たに図を加えています。図4-13をご覧ください。城内の図に、消防車両の通行範囲を色分けでお示ししています。消防車両の大きさによって通行範囲を示しており、緑色の部分

	<p>に関しては、はしご車以下の消防車両が通行できる箇所になっています。正門から東門に通る、東西を通るメインの通路や、表二の門を通過して天守に入っていく本丸のメインの通行ルートに関しては、はしご車以下すべて通行できるルートになっています。西の丸から御深丸に通るエリアに関しては、消防車が通行できずタンク車、いわゆる消防車以下は通行できるエリアになっています。二之丸広場から本丸搦手馬出を通過して本丸に入るルートに関しては、消防車が入っていかずに乗用車以下のもののみが入っていくルートで想定しています。色分けしているエリア以外の箇所については、ホースカーによる通行を想定しています。このため、西南隅櫓や西北隅櫓については、近くを消防車両が通行できないという課題が、この図により見えてきています。そのほか、図の右上に凡例を載せていますが、城内の各箇所に消火水槽や屋外消火栓の設置イメージ位置をお示ししています。各建造物の近くに消火水槽や屋外消火栓を設置することを、この図でお示ししています。</p> <p>149 ページからは、保守管理計画などをお示ししています。保存活用計画の標準計画に従って、点検事項などの記載が漏れていましたので追加しています。更新計画や樹木の管理についても、一部修正しています。</p> <p>150 ページと 151 ページには、今ご説明した新たに更新する設備の一覧になります。現状の不足している設備を今後整備して、数量を増やしたり、新たに整備をこちらの表のとおり整備していきたいと思えます。</p> <p>151 ページからは、耐震対策について記載しています。152 ページをご覧ください。赤字で記載している部分が、保存活用計画と同時並行で耐震診断を東南隅櫓と西北隅櫓で実施しています。今、解析を進めている最中で、次回の建造物部会で診断結果の速報を出したいと考えています。その際に、こちらに関しては診断結果を反映した内容に修正したいと考えています。</p> <p>以上が第 1 章から第 4 章の修正箇所のご説明です。よろしくお願いたします。</p>
小濱座長	<p>今の修正箇所等について、ご意見がありましたら、よろしくお願いたします。</p> <p>1つお聞きしたいです。防火、避難等、前回に比べるとかなり充実した記述だと思いますが、1つわからないところがあります。防犯設備の中に、防犯センサーや防犯カメラと書いてありますが、防犯センサーとはどういうものですか。本当にあるのですか。</p>
事務局	<p>想定したものとしては、名古屋城ですでに本丸に入る表二の門と東二の門に設置してあります。夜間に人が通った際に通報がいく人感センサーがあり、そちらを想定しています。</p>
小濱座長	<p>人感センサーというのは、よくホームセンターなどで売っているのは、人が通ると感知して照明が点灯するシステムですけど、ここのセンサーはどのような機能があるのですか。</p>
事務局	<p>今想定しているのは、センサーが働かせるときに、人が通った際に</p>

	警備員さんが常駐しているところに通知がいくシステムです。
小湊座長	連絡がいく、そういうことですか。
事務局	はい。
小湊座長	監視に役立つということですね。わかりました。 ほかに、ありませんか。
麓構成員	青字ではなくて黒字の部分ですけど。135 ページの下の 2 行で、(5) 消化体制、アで自衛消防隊とあります。それを読んでいくと、136 ページの 1 行目のところに、火災発生時には即座に職員等より 119 番通報し、周辺の消防署・出張所からの出動によって正門・東門への緊急車両到着まで約 10 分、本丸への消防隊到着までは約 15 分見込む必要があると書いてあります。これは、職員等から 119 番通報をするしかないのですか。
事務局	こちらに関しても今後、検討していきたいと考えています。148 ページのオの消防機関への自動通報設備に、実際に火災を感知して消防機関へ自動通報する火災報知器の設置を検討することを記載しています。こういった設備を新たに導入することで、職員から直接、そこ以外からも通報することを整備していきたいと思います。
麓構成員	わかりました。現状では、職員が連絡するしかないけど、今後は自動で消防署に連絡がいくということになるんですね。
事務局	はい、そのように検討しています。
麓構成員	わかりました。
小松構成員	誰が、どれを使えるのかというところが、もう少しはっきり書かれているほうがいいと思います。この中で丸が付いているところ、消火設備というところの 6 番までは、ここにいるスタッフが使えるということによろしいですか。
事務局	そのように考えています。職員による初期消火を中心に使用することを想定しています。
小松構成員	⑦の連結送水管が、公設の消防隊が使われると。
事務局	そうです。
小松構成員	そういうところが、一見すると全部が並列に並んでいるように見えてしまうので。来城者が使えるものもあるのですか。消火器とかは使っているのですか。
事務局	お客さんに消火を手伝ってもらうということは、あまり想定してい

	ないです。
小松構成員	立場として、お客さんがいて、運営者がいて、本当の消防隊がいて、と3つの立場があるように思います。そうすると、お客さんが使うものではなくて、①から⑥までが常駐している職員さんが使うもので、⑦が通報した後に到着した消防隊が使うもの、ということがわかるように書けると、なおよろしいかなと思いますけど。
事務局	そのように修正します。
小松構成員	常駐している職員さんの中にも、自主消防隊に入っていない方もいらっしゃるんですか。
事務局	基本的に常駐している警備員さんは、定期的に消火訓練を行っています。火災発生時には、全員自衛消防隊に含まれます。
小松構成員	通常の建物だと、居住者というか、いる人が消火器を使ってという訓練をしているような気がしますけど。名古屋城の場合は、警備員さんがやるということですね。
事務局	警備員さんと、日中ですと運営スタッフの方々がいるので、そちらの方と職員とで行う方針としています。
小松構成員	ありがとうございました。
森山オブザーバー	参考までに。消火器も屋内消火栓も、来城者が使ってもいいものなんですけど、それは期待しないでおこうという趣旨です。おそらく私が名古屋城にいたら、何もせずに逃げ出します。自分の家だったら消火しようと思うんでしょうけど、多分観光客に何かを期待するのは、ちょっと無理ではないかということで、こういう書き方になっているのだと思います。
小濱座長	そのほか、ありますか。
麓構成員	しつこいようですけど、先ほどの件です。先ほどのところは、防火管理計画という、132 ページの2の防火管理計画の中の消火体制ですよ。計画の中の体制ですよ。課題ということではなくて。ここに、防火管理計画で、現状の緊急車両の到着まで10分かかるとか、消防隊到着まで約15分見込む必要があると書いてあります。そういう計画にとれますよね。 その後で、先ほど説明されたところは、防火設備計画であって、設備は付きますよということで、防火管理計画には反映されていない、というふうにとれます。 到着するまで15分見込む必要があるとありますが、15分もかかってはいけないと思いますけど、初期消火というのは。公設消防隊が来るのに15分かかって、そういう計画であるということが、問題があると思いますので。

	<p>やっぱりこれは、防災設備を、防火設備を設置することによって、こういうふうになるという計画を書くべきではないでしょうかね。136ページ、現状ではこうかもしれないですけど、計画としては、防災設備・防火設備等の計画を作ることによって、公設消防隊にすぐ連絡がたって、そこから到着まで何分かかる、というふうにしたほうがいいと思います。</p>
事務局	<p>今の書きぶりだと、現状の把握と計画が一緒になってしまっているので、計画としての書きぶりに修正します。</p>
森山オブザーバー	<p>自動通報装置を付けることによって、なるべく早く消防隊に連絡がたって、実質上早く来てもらうようにする。最悪、何分くらいかかるから、その間がんばるためにこうします、ということではないかと思います。そういう書きぶりであれば、いいのではないかと思います。</p>
小濱座長	<p>そのほか、ありますか。</p>
野々垣構成員	<p>資料の138ページ以降のところの、141ページまでですけど。誘導経路が一通り説明されています。少し気になったのが、はしごとか、階段位置でもし火災が起きた場合など、火災位置によって逃げ方が変わるというような想定はしないのか、ということです。</p> <p>特殊な構造なので、例えば3階にいる人が逃げるときに、そもそも階段が燃えてしまっているという状況のときにどうするという想定はしないのかと、気になりました。</p>
事務局	<p>現状では、そういった検討はしていません。</p>
森山オブザーバー	<p>ほかの逃げ道はないですから、階段近くでは火災が起これないように管理する。それは、具体的にどうするのか、というのを考えたほうがいいと思います。ほかの避難経路を作るというのは、多分無理だと思いますので。管理上こうするとか。よくあるのが、可燃物を置かないとか。隅櫓ですと、公開するときはその近くには人がいるとか。放火とか、最近ですとバッテリー関係の火災が多いですから、そういうことに注意するということができないのではないかと思います。避難器具を付けても、多分うまくいかないですよ。下がだんだん大きくなってますから。屋根の上に降りるみたいになって、逆に危ないので。とにかく階段の近くは出火させないという強い意志を示されたほうがいいと思います。</p>
事務局	<p>現状だと、そういった階段近くで火災が発生した場合というのも、文章の中で説明できていないので、そのあたりも内容を追加します。</p> <p>補足説明としては、どの隅櫓も石垣の上に建っていて、避難はしごの設置が物理的に難しいところがあります。そもそも上り下りが急な階段になっているので、公開時には必ず階段近くには人員を常時配置するというのは計画としてあります。ソフト面で対応するところを、内容に追加します。</p>

小瀨座長	今ので少し思ったんですが、隅櫓などの避難は、窓から屋根へというのは考えないのですか。
事務局	なかなか考えづらいかと思います。実際に避難する場合に、けが人の方などのことも考えると、それを1つの避難経路として提示するのは、難しいかと思います。
井川オブザーバー	避難経路を窓からというのは、考えられなくはないです。実態として高さの問題や、実際に見学されている方は老若男女で、どちらかという年齢層が高めという想定が必要な中では厳しいのかなというところがあります。そういう点でも階段というのは、クリティカルポイントだよ、と先ほど森山委員からもご指摘があったところをしっかりと記載していただいて、あらゆる手を施してリスクを下げていくという記載になるのかなと思います。
小瀨座長	それともう1つ。窓からできないのであれば、木造建築なので平板があるわけです。床板を外せば、下に行けるわけです。団地のベランダから下へシュートで、シュートでなくてもはしごで下りるという避難の仕方がありますけど。こういうところは、そういうことは考えないのですか。そうすると、避難ルートが2つになる。そういうふうにできれば、避難にとってかなり、先ほどの階段のまわりで煙がきたり、火がきたりしても対応ができると思いますけど。床板をめくるというか、取れるようにすれば、本体にあまり傷つけないように細工はできると思いますけど、いかがですか。できるのですか、麓先生。
麓構成員	できなくはないと思いますよ、技術的に。技術的にできなくはないと思いますけど、そういうものを付けて本当に安全に避難できるかという、私はむしろちゃんと誘導しながら階段を下りていただいたほうが、安全に避難できるような気がします。
小瀨座長	複数の避難ルートを確認するというのは、普通の建築物では原則になっています。そういう意味で、何かそういうことができないのかな、と今思ったんですけどね。だめならだめで考えてほしいです。
井川オブザーバー	先生のご指摘は、もっともなお話です。一般建築物であれば、そういう対策もとれますし、なかなか我々も心苦しいところなんですが、やはり文化財建造物はどうしても特殊性があって、やれることにある程度選択肢がでてくるようなところがあります。その中で、今回いろいろご助言をいただいて、煙の制御をどうするのか、スプリンクラーを設置するかなど、代替肢的なものを考えて、最終的に避難誘導に結び付けていくという、まどろっこしいやり方ではありますが、リスクを少しでも下げていくという検討しかないのかなと、今は思っています。
小瀨座長	防火で対応しようということですね。わかりました。そのほかは、ありますか。

溝口副座長	<p>こういう保存活用計画は、どこまで書き込むかというのは、なかなか難しい問題だと思います。</p> <p>火災の話と、地震が起きた際に被害を、ダメージを受けた話など、いろいろあるんですけど。ここで書き込むというか、今後、行動のマニュアルだとか、こういう場合はこういう対応だよということを、きちんと横断的に整理される必要があると思います。</p> <p>先ほどの初期消火の話も、消防隊が来るのは、ほかの文化財でもだいたい10分から15分かかりますよ。その間をどうしのぎますかという、その間にやるべきことと、それを誰が担当をして、ソフトとハードのところではどういう作業がでてくるなど、非常時の場合と常時の場合がありますよね。普段、今の人員の配置ではないですけど、普段公開しているときにどういう配置なのか、常時の話と分けながら、タイムテーブルを整理しながら、どのセクションがどういう作業をしないといけないですよ。136ページに、何とか班と書いてありますけど。この班が常時、確実にいくつかの班が詰めている状態なのか。常時どういう体制でいて、それが非常時に切り替わったときに、どういうふうに対応できるのか。そこまで問題点を把握されて、そういうことをきちんと計画を立てる。具体的にどういうふうに計画を立てるかではなくて、立てる必要があるなら立てると書いておいて。こういう問題あるのではなくて、こういう問題があるから、こういう計画を立てる。具体的に、配置やどうするのかというのは、今後、実際の運用の上のマニュアル内容を整理されるでしょうから、そこで整理されるでしょうけど。</p> <p>この手のものは、いろいろな事項について書いていくんですが、実際に言葉、常時どういう体制で、どういう管理でやっていきますか。非常時のときには、どういう部署が関連していて、どうなりますかということ、XRではないですけど、イメージして、計画を今後、マニュアルを作ってください必要があります。そこだけは、とても注意してもらいたいです。両方発報して、事務所だけではなくて所轄の消防署ですか、そこで鳴ると言っていますが、鳴ったときに、すぐ出かける話なのか。その連絡体制がどうなのか。勝手に消防車が来たけれど、お城が閉まっていて誰も入れないという状況なのか。そのときには、ちゃんと事務所のほうに、それを同時に受ける人間がいて、円滑に連絡をとったうえでやるようにしますとか。実際に起こったら、どういう状況なのかというのをイメージしながら、事項を考えていく必要があるということ、そこまではどこが関係してくるなど、そういうことは書く必要があります。具体的に、どういう配置でというのは、もっと先の話だと思います。</p> <p>やはり何が必要になってきますか、ということ、きちんとして書き込むという意識で、かつそれが横断的に関わってくる。設備でも、先ほど使う話がありましたけど、こういう消火設備を置きます。それは誰が、どのレベルで使えるものなのか、ということをはっきりさせておかないと。置いた方がいいけど、これは誰がいつ、どう使うの。ということに、事が起きて、なりかねない話です。そういうことが今後必要で、決めなければいけないですけど、今の段階では全部決める必要はないですけど、こういうことを決めないといけないよね、ということ、きちんとして書くという意識でまとめられる必要があるかだと思います。総括的にお話ししましたが、以上です。</p>
-------	--

事務局	<p>いただいたご意見の通り、タイムテーブル的に、具体的にどういった役割分担で、設備を使いながら消火するのかというところを、もう一度検討して内容を追加します。</p>
小瀨座長	<p>私も共感なんですけど、防火、避難訓練、盛沢山ですけど、本当にこれで実行ある体制ができるのか、疑問も湧くもんですから。そういうのをやるために、やはりそれぞれ避難訓練もやられているようで、マニュアル化されていると思います。それは、きっちり、こういうものはこういうマニュアルでやりますなど、きちんと書かれると、具体的にやられることがわかりますけど。項目ばかりが多くて、本当に実行ある体制になっているのか、そこが少し不安を感じました。</p>
溝口副座長	<p>136 ページの表も、班で分けるのではなくて、こういうようなことを担当する、そういう業務というか、仕事があるということだと思います。体制が整わないと、大学などでも緊急時に誰が駆けつけるとか、駆けつけられる人間がどこにいるのかなど、そういうことを今後やられるでしょうけど。こういう事項があるときに、それを誰が対応しますか。人数が足りないときには、まずどこがやってきますかと。そういうような計画であって。班で分けると、その班の人がいないときに、私は担当ではないからという話になると、欠員の班の作業を誰がやるのか、という話になってくるので。こういうことをやらなくてはいけなくて、ということをやきつりとやって、その緊急のときには、それを誰が担当するのか、その場で決める場合もいくらでもでてくると思いますけどね、くれぐれもフローで、役所の組織みたいに細かく分けて、隣の担当はやるけれど、という話ではなくて。どういう状況が起きるので、それにどういうふうに対応しますか、という意識で書かれる必要があります。ちょっと噛みつくんですけど、136 ページの表もお役所的と言いますか、班の話ではなくて、こういう必要作業がでてくるよね、という意識で班と書いていただく。そういうふうで書く、まとめることがとても必要だという話です。たくさんありますので。</p>
小瀨座長	<p>ほかに、ありますか。</p>
野々垣構成員	<p>155 ページのところですか。地震時の対処方針というところですか。大まかには書いてありますけど、火災防止のための措置というのがあって、速やかに火気を始末し、と書いてあります。例えば、現実に城内に、日常的に火を扱っている場所はどこにどのくらいあって。それを消す。場所の特定みたいなマップなど、そういうのがきちんとあるのか、気になったのが1つです。</p> <p>2 番目の来城者の避難誘導という文章が、誰が何をするというのが、実際にはあいまいになっているような気がします。地震発生時は、周囲の安全を確認しというのは、誰が何をどう確認するというのがないと、結局誰が確認をしたの、という話になってしまうのが1つ。職員等による誘導って書いてありますけど、それもどういうふうに、どここの場所はどういうふう誘導するとか。そういうのも含めて検討する必要があるのかと思います。ざっくり書いてあるだけで、誰が本当に避難誘導をするのかというのが、具体的にわからないような気がします。</p>

	<p>す。実際に起きたときに、何も動きがないような気がしますけど。そこまで書く内容なのかどうかというのは、よくわかりませんが、気になりましたので、お話ししました。</p>
事務局	<p>1つ目の、城内に火気を使用している場所に関しては、134 ページの予防措置の部分に記載しています。アの火気等の管理の2 段落目に、実際に火気の取り扱いをしている場所を記載しています。これが把握しているところです。</p> <p>2 つ目の避難誘導に関しては、確かに地震対策のほうでは記載が薄くなってしまっていますが、135 ページのエの安全対策のところ、避難誘導をどのように行うのかを記載しています。ここと同じ内容を書くのかどうかというのを検討して、修正します。</p>
野々垣構成員	<p>安全対策のところですか。</p>
事務局	<p>安全対策のところ、避難経路に関しては、避難時の状況によって変更することとしています。本丸から外へ出る3 つのルートのうち、安全が確保できるルートを通して西之丸へ誘導することを、現状の計画としています。</p>
野々垣構成員	<p>地震時の、急に何か起きたときの対応と一緒にいいんですか。</p>
事務局	<p>火災発生するときや地震発生するとき、本丸から出るルートというのが1 番の課題となっています。どのルートから出られるのかということ、をまずは職員が確認して、安全が確保できるルートから避難誘導を行うことを考えています。</p>
小濱座長	<p>よろしいですか。</p>
野々垣構成員	<p>はい。</p>
小濱座長	<p>ほか、ありますか。</p>
森山オブザーバー	<p>地震対策にすると、すぐに動けないはずなので。どこか1 か所に集めて、安全確認したところで、そのルートを示すということになるんですよね。それを書かれたらどうでしょうか。</p>
事務局	<p>そのように修正します。</p>
溝口副座長	<p>今のお話、さっきお話ししたことと同じなんですけど。いろいろな状況が起きたときに、どういう体制でいくかということ、本丸は多分入れないので。現状で、どういう消防車が、どこのルートだと入れるという話があって、黄色い線が表二の門のほうですかね。それがだめになったときに、判断で、その場で消防の人たちが判断して、どう入るかという手立てを考えないといけないときに、何の手立てもなく、どうなんですか。そういうのは、どこから入るとか、堀に下りて入るとか、いろいろあると思います。それをここで決めないといけない</p>

	<p>ですけど。入れなかった場合はどうなのかとか、そういうことが今後起きてきます。それは実戦で、その場その場で判断することなんだけれども、先生が言われたように、それはこの場でこういうふうに対応するとか、きちんと書いておかないと、さてどうしようという話になりかねないので。常時、非常時で、非常時の場合も、こういう場合はこういうことが起きるので、その場合は現場で対応するとか。そういうことをある程度想定しながら、計画を。今後でもいいですけど。そういうことが起きてくるので。個別に、これに対してはこれを対応ということではなくて、起きた状況に対して、どう対応するのか、という書きようがとても重要になってくるので。先生が言われることが、まさにそのことだと思います。書いときます、という話ではなくて、そういう姿勢で全体を見てもらわないといけないということです。</p> <p>記述を書いておくということは、この計画って、大事だからきちんと書いて、忘れないようにしておきましょう。具体的なものは今後、実戦のところで運用マニュアルなど、消防のほうと相談しながら決められるでしょう。そこに反映できるように、大事なところはこうだよ、という書きようにすることが非常に大事なんだということだと思います。</p>
森山オブザーバー	<p>少なくとも建物の崩壊とか、弱い建物、あるいは地震に弱い建物、あるいは未確認の建物があったりするわけです。それが倒れる前提で、安全な所はどこだと。そこに、いったん集めるというのをまず決めると。安全な一時退避場所はここだと決めておいてそこに集まる。そのあとは臨機応変にやるしかありませんよね。どこが壊れているかわからないですから。ということなんだと思います。</p> <p>火災の場合は、集めるのであれば集める場所を決めておいて。火災の場合ははっきりしますよね。燃えている所から遠い所に逃がす。そんなことを書けばいいのではないかと思います。</p>
事務局	ありがとうございます。
小濱座長	<p>そのほか、ご意見はありますか。</p> <p>非常に多くのご意見をいただいたので、対応してください。防災計画については、これまでとします。その次に、活用計画についてご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の 158 ページからが、活用計画の内容になります。重要文化財建造物の公開活用に関する部分の計画を立てるものとなっています。</p> <p>基本方針としては、記載しているとおりです。第 2 節の公開計画について、まず現状を整理しています。現状で各種公開を行っており、具体的には 159 ページのア、イ、ウ、エ、オで整理しています。現状として、基本的に一般公開では隅櫓の内部は公開しておらず、外観のみを公開しています。特別公開に関しては、耐震補強が済んでいる西南隅櫓のみを期間限定で実施しています。公開状況としては、159 ページの下表にまとめています。夜間公開に関しては、西北隅櫓のみライトアップを行っています。</p> <p>現状で、先端技術を活用した公開としては、城内の解説板に 2 次元コードを設置し、それで読み取って解説を読めたり、音声案内アプリ</p>

などを導入しています。

160 ページをご覧ください。関連資料等の公開として、現状で基本的に隅櫓が非公開になっていることから、城内に新しく建設した西の丸御蔵城宝館で、関連資料の公開を考えていきたいと考えています。

その他の公開活用として、今後、普及啓発を目的とした各種イベント、講座、シンポジウムの開催や、学術調査も公開活用の1つとして開催していきます。

続いて活用基本計画に関しては、関連する法令、計画等を記載しています。続く建築計画では、第1章から第4章までに検討してきた内容を改めて記載しているところになります。施設等の整備計画に関しては、これまでの章で必要となった整備、設備を今後設置していくということです。公開活用等に係る施設として、現状では駐車場の整備、音声ガイドやボランティアガイドなどを行っており、今後も来城者のニーズに応じて更新を行っていきます。

162 ページからは、各隅櫓の公開エリアと、基本的な来城者の誘導などを図でお示ししています。

165 ページの外構および周辺環境整備計画に関しては、外構および周辺環境が特別史跡となるので、基本的に史跡のほうの活用計画の整備計画によるものとしています。これに加えて、第3章、第4章の環境保全計画、防災計画でその場所に応じた環境整備を行うとしています。こちらも、そちらのほうの内容をふまえた、即した計画としています。これに関しては、バリアフリーの対策等も加筆、記載しています。現在の状況では、ハード面的なところで、隅櫓の内部をすべての人に観ていただくことは難しいですが、現状で行うことができるAR、VR、ドローン映像を活用したインタープリテーションを進めていき、今後の技術発展によって、バリアフリーが進んだ段階で、こういったところも検討を行ってきたいと考えています。

管理・運営計画については、記載している内容のとおりです。

続いて、第4節の実施に向けての課題です。名古屋城の重要文化財建造物の課題としては、耐震補強が済んでいる西南隅櫓のほかの西北隅櫓と東南隅櫓に関しては、今後耐震補強を行っていきます。公開が可能になるまで、かなり長期的な期間を要してしまうところが、課題として挙げられます。この中で、できるだけ多くの人々に建造物の本質的価値を適切に伝えるためには、さまざまな取り組みを行っていく必要があると考えています。文言でさまざまなことを記載していますが、投影資料でお示ししながら、1つずつご説明します。

1つ考えているのが、先端技術による活用です。現在AR、XR、VRを用いたコンテンツを使って公開活用をするというのが、全国の文化財で進められており、そういったところも名古屋城で取り入れていきたいと考えています。ただ、それをしていくにあたって、現状でそれに使う3Dのデータがないので、まずはそういったところを進めていきたいと考えています。先行して、実験的に進めており、東南隅櫓でレーザスキャンを用いた3Dデータを取得しています。お示ししているのが、3階部分です。レーザスキャンによって3Dの点群データを取得しました。右側の内部の3Dデータを見ていただくと、ほぼ写真と変わらないようなデータが取得できていることがわかると思います。こういったデータを各建造物で取得して、次のコンテンツ作成に利用していく流れを作りたいと考えています。

	<p>3D モデル以外にもドローンによる映像も、最近導入が進んでいます。今、実験的にマイクロドローンという小型のドローンを使って、建造物の内部を撮影しています。そういったものを活用することで、普段入れない建造物の中を見られたり、人の目線で見られない梁の上からの映像など、そういったところを見せる映像というのが作成できると思っています。そういったところのさまざまなコンテンツを作成し、より幅広い人たちに建造物を楽しんでいただきたいと思いますと考えています。</p> <p>その他の活用として、各地で触れる展示模型というのもあり、視覚に障害がある方にも建造物を楽しんでもらうために、触れる展示模型や、現状だと建造物をテーマにしたパンフレットがないので、そういったところの作成。また、学術調査も今後継続して行っていきたいと考えており、今未実施となっている自然科学分析による調査も、公開活用の1つとして調査を行い、その成果を報告書や講演会などで市民の方々に普及啓発していきたいと考えています。</p> <p>最後、166 ページの管理・運営です。運営の部分で課題となるのは、西北隅櫓と東南隅櫓、西南隅櫓に関して、可燃性のあるものとして木製の解説板を設置しています。これを不燃性の解説板に更新していく必要があると考えています。</p> <p>西北隅櫓の1階に関しては、過去の石垣修理で出土した胴木、かなり大型の展示品があります。そういったところが、火災が起きた際に可燃性のあるものとして認識しています。こちらの移設を考えていく必要がありますが、かなり大がかりになるので、長期的な検討が必要と考えています。</p> <p>体制面に関して、現状の名古屋城総合事務所に専門的な知識を持った建築技術職というのが不足しています。こういったところも、計画に明記して、体制の強化を行っていきます。</p> <p>続いて、第6章の保護の手続です。今後、実際に現状変更や、修理を行う際、き損が起きた際に必要となる手続等を整理しています。基本的には、記載した内容のとおりです。これまでの検討をふまえた内容として、172 ページに修理等の届出となっています。こちらに関して、第2章の保存管理計画と第3章の管理計画で、修理届を不要とする行為、また建造物の維持管理に含まれる行為というのを、これまでの計画で記載しています。そういったところを行う際には、修理届は不要となることを記載しています。</p> <p>その他は、内容のとおりになっています。新規でお諮りする内容のご説明は以上です。</p>
小瀨座長	5章、6章について、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
麓構成員	<p>活用計画で、159 ページのところです。特別公開については、修理の終わった西南隅櫓だけ現状で公開している。東南隅櫓と西北隅櫓は、耐震診断、そして必要な耐震補強を終えた後で公開するというところで。現在は公開していないということしか書いていないですけど、今後公開するんですよね。公開していくんですよね。そのために、先ほどの消火設備等についても、人の誘導などは、3つの隅櫓すべてを対象として書いていますよね。</p>

事務局	はい。
麓構成員	<p>でも、159 ページを見る限りでは、特別公開は耐震補強が済んでいる西南隅櫓のことだけになっています。少し後ろの 162 ページから、163 ページ、164 ページは公開エリア範囲を色分けしていますけど、統一が取れていないように思います。</p> <p>この活用計画を作成すれば、今後 10 年後に見直しということになっていきますよね。その 10 年間に、まだ修理をしていない、耐震補強をしていない 2 棟の隅櫓について、どういうふうにお考えになっているのか。積極的な活用・公開を前提として、修理も積極的に行っていくので、ここの活用計画は変えていくべきではないかと思います。</p>
事務局	はい。ありがとうございます。
麓構成員	もう 1 つ。東南隅櫓の非公開エリアというのが、入側と 2 階の北東の部屋を非公開エリアにする理由はなんですか。
事務局	<p>順にお答えします。</p> <p>1 つ目については、記載が分かれてしまっていたので修正しますが、165 ページの管理・運営計画の 3 つ目の段落の部分で、今後の公開について記載しています。耐震補強が完了後、再び公開すると記載しています。こちらに記載していましたが、公開計画にも同じ内容を記載します。</p> <p>2 つ目の 163 ページの東南隅櫓に関しては、現状ですと、東南隅櫓の部分に鶴舞公園にあった聞天閣の部材が保管されているのと、東南隅櫓内部の引き戸を保管する場所として、バックヤードに置いてあります。それもあって、今非公開エリアとしています。</p>
麓構成員	これは、耐震補強をして、修理工事の後の公開の話ですよ。修理工事をするときに、いったん持ち出すので、持ち出した後、持ち込まなければいいのではないですか。可燃物だし、ここに置いておくべきものではないと思います。今言われたようなものは。
事務局	ご指摘のとおり、記載を修正したいと思います。
小濱座長	ほかは、よろしいですか。
井川オブザーバー	<p>事務的な話で、第 6 章に関する部分です。172 ページに修理届の緩和措置に関する記載があります。今回、認定計画についてですけど、認定の際に文化庁長官に認定を受ける内容というのはこの緩和措置になるので、この内容はわりとしっかり書いていただく必要があります。これは本当は前回に言うべきことだったと思うところがありますが、6 章に関する緩和措置が記載された 100 ページの建造物の維持管理に関するところ。まず 1 つの課題としては、建造物の維持管理のところ。緩和措置に関しては、修繕に関しては、㎡数とか、どういう修繕をするのかなど、そこをしっかりと書いてもらいたいです。緩和措</p>

	<p>置の内容については、審議会でも内容を審議することになりますので、そのへんの内容については、できるだけ具体的に書いてもらいたい、ということが1つです。</p> <p>この中で基準1、2に関して修理届というかたちにしてあります。遡るかたちで恐縮ですが、51ページから基準1、2、3に関する色分けがされています。この考え方はこれまで話してきたので、今さらのところはありますが。気になったのは65ページの壁の部分です。これはモルタルにしているから基準3になっていますが、壁の下地部分は多分、モルタルの下部分は昔のものが残っていると思います。そういう意味で、この壁に対して基準3は、もう少し上げて考えないといけないのかなど。もし基準1、2のみを届出にするのであれば、基準3のところは、もう一度精査いただきたいです。あるいは基準3までを修理届の緩和措置の対象にするとか。そのへんをご検討いただきたいです。</p>
事務局	改めて検討します。
小濱座長	<p>ほかは、よろしいですか。活用計画で、ほかのところもそうですが、隅櫓は全部、置かないで公開するという話ですけども。そうすると、この隅櫓が当時何に使われたのか、どういう使われ方をしたのか、というのがわからないですね。他所の文化財などを見ると、人形か何か置いてあって、こういう仕事をしている、というような状況があるんですが。この場合はそういうのは考えなくて、VRなどを活用して、中で昔の使われ方をして、それが実感できるように何かできると、非常にいいと思いますけど。そういうことは考えないですか。</p>
事務局	<p>解説板に関しては、今置いてある木製のものを不燃性のものに変えていきたいと考えています。また、VR上で、さまざま内容をわかりやすくするいろいろなコンテンツを入れるのは十分可能だと思いますので、そういったところも検討して、より良いコンテンツを作っていきたいと思っています。</p>
小濱座長	<p>ぜひ、そういうところを期待したいですね。</p> <p>ほかは、ありますか。</p>
麓構成員	<p>今の話ですけどね。そもそも3つの隅櫓を普段非公開にしている、西南隅櫓だけ特別公開が実施されていますけど。以前、耐震性が問題になっていない頃は、3つの隅櫓を順番に特別公開していたと思います。普段外からしか見られない隅櫓の内部の構造であるとか内部空間であるとか、建物そのものを見るだけでも十分満足できるんですね。それは建築の専門ではなくても、一般の人たちにしても、実際のものを見ることによって体験できるわけです。公開によって、そういうメリットが非常に大きいです。そういうこともあって、早く耐震補強なり、修理をして公開していただきたいな、という思いがあります。その公開では、やはり人の配置のことも考えないといけないので、常時公開はできません。かつてのように、3つの隅櫓を1年間の中で定期的に回しながら、どれかを公開していくという方法になるのかとは思いますが。</p> <p>人の配置が書いてあるものがありましたよね、さっきほどお話しされ</p>

	たところ。あれも、常時3つの櫓にあれだけ人がいるというのではなくて、それぞれ公開中はこれだけの人を配置するというように考えているんだろうな、とっていたんですけど。
事務局	そのあたりの記載もできていなかったのので、次回内容を追加して、改めてお示しします。
小湊座長	ほかは、よろしいですか。では、出尽くした感じなので、以上のご意見をふまえて改善をしてください。 それでは、最初の議題については以上で、次の議題は資料2の二之丸庭園余芳移築再建事業について、ご説明をお願いします。
	(2) 名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について ※ 第39回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議建造物部会で整備経緯について訂正あり
事務局	資料2の1雨落ち構造について、ご説明します。現在の余芳の周りには、写真1のようにタタキと、軒先の雨水を受け止められるように雨落ちが設けられています。タタキの角にひび割れが見られます。その原因としては、雨落ちとの境に留めとなるものがないためではないかと、全体整備検討会議でご意見をいただき、庭園部会でご説明しました。 それに対する庭園部会のご意見は、写真2の事例のように、タタキの先には構造物や雨落ちがない事例が多い。雨落ちがなかったとしても、タタキの先端には葛石がないことが多い、ということでした。また、庭園整備の参考にしている古絵図を見ても、雨落ちの表現はありませんでした。庭園部会においては、雨落ちに関しては意見が分かるところがあり、建造物部会に意見を聞いてほしいとのことでした。 資料の図1ですが、雨落ちとタタキの境に自然石の葛石を設けた場合の整備案になります。写真3は雨落ちとタタキが接している事例、写真4は雨落ちとタタキの境に葛石が設けられている事例です。 ご意見をお願いします。
小湊座長	ご意見を、よろしくをお願いします。
麓構成員	まず名古屋市にお伺いしたいです。余芳の工事を終えた後で、タタキだけで済ませていましたよね。その後、周囲のタタキの角のところが痛んできたわけです。痛んできたので、2つの方法があって、1つは、ある程度痛むたびにタタキを修理するという選択をするか。その都度やっていくのは大変なので、何らかの処置をしたいというのかで。何らかの処置というときに、庭園部会の人にはタタキの段のところに雨落ち石がないことが多いという話ですけど。多い、少ない、というのは印象でしかないですよ。私に言わせれば、雨落ち石のあるほうが多い。では、全国的に事例をすべて調べて、どちらが何割かということをはっきりさせてくれればまだいいですけど。そうではなくて、印象として庭園部会の人はないほうが多いと思っているだけで、私は雨落ち石のあるほうが多いと思っていますけど。印象としてね。

	<p>余芳の工事が終わった直後に、これではすぐ痛むよとって、予言していたとおりになったものですから。それを名古屋市としてどうするのか。どうしたいのか。庭園部会なり建造物部会なりの意見を聞きたいという前に、名古屋市としては、このすぐ破損するところをどうしたいのか。今言った2つの選択があると思いますけど、言われるままに、痛むたびに修理していくでもいいし、雨落ち石を据えてもいい。どちらでもいいと考えているのか。それは、どちらかですよ。名古屋市としてのお考えを。</p> <p>というのは、これはあくまでも史実に忠実に復元しよう、という話とは違うと思います。そもそも砂利を敷いているところだって、絵図に砂利を敷いているなんてことはないわけでしょう。それを今後の活用を考えて、タタキの外側に排水路と、それを隠すための砂利を敷いたわけでしょう。かつての余芳がこうだったから、こうしたいということよりも、復元したこの建物をどうやって維持していけばいいのか、ということを考えているのかなと思っていますけど。そのうえで、名古屋市はどうしたいのか。というのをお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>名古屋市としては、先ほど言われたように、史実、絵図に忠実に直すということであれば、現在の状況というのはありますが。そのたびに毎回直していくという方法が1つあるというのは、麓先生の言われるとおりに認識しています。もしくは、もう1つの選択肢として、このタタキを何らかの補強をしていくか。あともう1つ、言われていませんが、タタキ自体も何らかの補強をしていく。いいのか、悪いのか、わかりませんが。ほかの庭園を見ていると、タタキが昔ながらのタタキではないところで造られているところも多いのかなと、事例として拝見しているところです。</p> <p>選択肢としては3つくらいあり、その中で維持管理も含めて総合的に判断しないといけないと思っています。</p> <p>ただ1つだけ、教えてください。雨落ちとしての構造は、両脇に何かあったほうがいいのか。もしくは、土でいいのか。雨落ちとしての構造で、両脇に留めがあるのか、いらぬのか、勉強不足なところなので、ご助言いただければありがたいです。</p>
麓構成員	<p>タタキを保護するためには、タタキの縁には、外側には、外周には雨落ちの石があったほうがいいと思います。反対側は、芝と砂利の、写真を見ると土の上にちょっと草が生えたような、芝が生えたような恰好で、砂利の、碎石の境目、ここが支障なければ、どちらでもいいです。ないといけない、というものでもないです。というのは、その下に暗渠排水管網状管 100パイと書いてありますけど。こういうものを埋め込んで、それを隠すために玉砂利を敷いているわけでしょう。その玉砂利を敷いて、その縁をちゃんと造るかどうかというのは、それは活用上の話なので、どちらでもいいという話だと思います。付けたかったら付けてもいい。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。麓先生にもご意見をいただいて、私も土木の人間なので、玉砂利の中の間隙は重要だと思いますので、そこに土が入っていないという意味であれば、逆側も留めがあったほうがいいかなというのは、ご意見をいただいて思うところです。</p>

	<p>名古屋市として、今ご意見をいただいたので、雨落ちとして適切に機能すること、そしてタタキも適切に機能すること、をやはり改めてもう一度しっかり考えます。おそらく今、庭園と、余芳の事業の境目ということで、雨落ちをこのように、仮に造ってしまった、というかたちになっているかと思えますので。今回ご意見をいただいた中で、また名古屋市のほうでしっかり考えます。こちらとしては、維持管理、運営、総合的に考えて結論を出すべきだと思っています。事務局のほうでも一度揉ませていただきます。</p> <p>建造物部会様のご意見は、よくわかりましたので、ありがとうございます。</p>
小瀨座長	よろしいですか。建造物部会として、今麓先生が言われたことで。
事務局	申し訳ありません。
溝口副座長	ずっと麓先生も言われていて、現場でも問題になっていて、これはすぐに、踏めばバリっていくとわかっているんですよ。ただ、我々が受けた説明は、庭園の整備が今後続くので、あくまでも暫定的なもので、逆にそこで葛石を入れると、それがそこで決定したかのようになるので、あくまでも暫定の措置でこうします、ということで、それはそうしましょう、ってなったと思います。
麓構成員	あのときはね。
溝口座長	<p>あのときはなったので。今ここで判断を下してもいいんですけど。暫定措置としての話なのか、どうなのかは、また別問題ですよ。今、庭園部会でも議論がまとまらないということなので。いろいろな選択肢があるときに、それは私も印象としては石を入れるよなって、という感じはしちゃいますけど。それは一般論としての話であって、史実に基づいてどういうことが可能なのか、まだ検討すべきことはあります。挙げていただくのは、あくまでも暫定措置として検討するのか、ということだと思います。</p> <p>そこらへんは、今日の建造物部会の意見として取り上げてもらって結構ですが、我々が聞いているのは、あくまでも、まだ庭園のほうの全体整備が決まらないから、暫定措置としてここに置いておきます、という話だったので。これで建造物部会は決定したから、それで庭園部会に建造物部会はこうだというのではなく、あくまで暫定でこれが現状だ、ということを改めて確認させていただきたいと思います。そのうえでの、こういうのが収まりとしては、メンテナンス上は現状としていいだろうという、あくまでもそこまでの限定的な話だということとは外さないでもらいたいです。</p>
事務局	<p>申し訳ありませんでした。暫定措置ということであれば、確かにこういうかたちで造ったというのが、おそらく事務局側の意思だったと思います。(※ 第39回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議建造物部会で整備経緯について訂正あり)</p> <p>現状、タタキが壊れてしまっているのです、このかたちを続けていく</p>

	<p>のもいけないかと思ひます。解消していかねばいけないというのは、壊れている部分に現れていると思ひます。その解消に向けて、事務局として1つ、次の動き、ステップに行かなければいけないと、改めて認識しました。今日のところは、いろいろ案をいただいて、次に事務局のほうでしっかり結論を出したいと思ひます。</p>
小瀨座長	<p>ほかは、よろしいですか。では、そういう意見があったということで、よろしくお願ひします。</p> <p>では、2番目の増築部材について、説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>余芳の明治期、昭和期に増改築された際に付加された、玄関、水屋、板の間の部材ですけど、現在城内に保管しています。スクリーンに増築部材の状況を映しています。上の2つですが、屋外に瓦、土壁の部材が。下の写真に、屋内には柱や梁等の部材があります。</p> <p>今回の、移築再建工事の計画段階でありました、令和4年度の会議で、移築再建基本方針の1つとして、明治期や昭和期の移築の際に付加された部材は、可能な限り移築再建に活用し、その他の部材は、文化財としての価値を考慮し保存を検討すると、確認しています。一部抜粋ですけど、下の赤枠で囲われたところにあります。</p> <p>また、昭和48年に増改築された余芳亭として、市の文化財指定を受けていましたが、現在は現状変更申請に対する許可を得て、二之丸庭園に移築再建された余芳自体が、市指定文化財であると、文化財保護課に確認できています。</p> <p>本来は、文化財指定の有無に関わらず、文化財は価値を認め保存していくものですが、今後様々な文化財の保存活用事業を継続していく中では、保管場所が相当量必要になると予想されています。限られた保管スペース、保存活用時期の継続を考慮すると、明治期、昭和期の増築部材に関しては、できるだけ処分する、ということでご意見を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
小瀨座長	<p>今のご説明について、ご意見ありますか。</p>
麓構成員	<p>今のは、大矢家に移築された後の部材に限定した話ですか。当初の材で、梁などを補修するためにぶった切ったものがありますよね。私は残してほしいと言ったのに、切って、継木して、切ったものは保管しておきます、という話だったので。当初の材で重要な材は、採用はしなかったけれども、それは残しておく。大矢家の移築された時期に付加されたものを、処分してもいいかどうか、という話ですか。</p>
事務局	<p>当初の部材で、使えなかった部材については、余芳の天井裏に保管して残してあります。今回のお話のものは、増築されたときに使った材料です。</p>
麓構成員	<p>その材料の中に貴重なものがあるか、ないか、という判断になると思ひますけど。そもそも余芳は、市指定文化財になっていたのではありませんか。移築される前に。市指定文化財として、認められていた部材を、修理後、不要になった材料を処分していいのかどうかという判</p>

	<p>断。これは、私たちが判断することではなくて、市の文化財審議員のほうで決めることではないかと思います。そこで決められたことに対して、私たちは特にその是非は問題にしないと思いますけど。性格からすると。</p>
事務局	<p>名古屋市のほうの文化財の審議会である文化財調査委員会の建造物部会にお諮りしました。建造物部会のほうでは、余芳の関係については、名古屋城の建造物部会の先生方にご指導いただき再建に至ったという経緯を尊重し、建造物部会の先生方のご意見を尊重したいということを確認しています。</p> <p>こちらの先生方のご意見に従い、それを文化財調査委員会の建造物部会の先生方に確認をするというかたちで構わない、というご意見でした。</p>
麓構成員	<p>わかりました。そういう状況であれば、こちらに委ねられたということですね。それを最初に説明してもらえると、判断もしやすいかと思います。</p> <p>結論から言いますと、物を見て、これは残しておく、処分するというのを判断するしかないと思います。今写真に見えているものすべてを処分していいとは、そう簡単には言えないです。ものを見て、いるもの、いないものを選び分けて。全部置いておくのも保管が大変ですから。選別するしかないと思います。一般的な市指定以上の文化財の修理において、後補材であっても、いるもの、いないもの、保存するもの、しないもの、設計監理をやっている人がきちんと選別しているものですから。一概にはすべて処分していいとか、すべて保管するとか言えません。個別に、それぞれを見て選別するしかないというのが、私の意見です。</p>
溝口副座長	<p>なんかたらい回しみたいなんですけど。市の文化財調査委員会の建造物部会の判断、それはそれで結構なんですけど。ただ、どこに価値づけを置いて、どういう市指定になっていたのかというのは、我々はあくまでも城内に、二之丸庭園にあった余芳として見えていますけど、どういう価値づけであったのか。その上で、こうこうこういう判断だからとなり、その上で今麓先生が言われたような、部材を個々に、ひょっとしたら部材をどこからか持ってきた、ほかに転用したものかもしれない。いろいろな価値が、部材そのものに価値があるでしょうけど。</p> <p>市指定の価値付けや評価がどうなっているのか、ということの議論をされた上で、ということの理解でいいんですか、そこは。指定理由書があると思うんですよ。</p>
事務局	<p>古い指定なので、指定理由や、詳細に価値付けされていない状態が事実です。現状、確認できる範囲では、名古屋城二之丸庭園にあった余芳が移ってきていて、現存しているということをもって価値付けしているということしか確認できない状態です。それをふまえて原位置に戻ったということで、今の原位置を尊重して価値付けをすればいいというのが建造物部会の判断です。</p>
小瀨座長	<p>後補材ですよ、残っているのは。その価値は、建造物部会で考え</p>

	<p>てください、ということですかね。麓先生が言われたように、個別に判断するということですね。そのためには、溝口先生が言われた、市の指定のときにどういう価値付けで指定されたのかがわからないと、できないということですね。</p>
溝口副座長	<p>それに影響がないということですよ。</p>
小濱座長	<p>影響がない。そうしたら、どうなるのですか。私は、歴史はあまりよくわかりませんが。歴史の先生、麓先生にお願いしていいですか。</p>
麓構成員	<p>いつも修理し終わった後は、処分する材と保管する材と選別しますから、それをやってくれと言われたら、今度来てやりますけど。</p>
小濱座長	<p>それでよろしいですか。建造物部会で個別に部材を判断して、残す、残さないの選別を判断するということで。</p>
事務局	<p>はい。先生方のご意見、まとまったと思いますので、そういう機会を設けさせていただきます。</p>
小濱座長	<p>増築部材については、そういう結論でお願いします。 以上を持ちまして、本日の議事を終了します。オブザーバーで参加いただいた、文化庁の井川調査官、何かありましたらコメントをお願いします。</p>
井川オブザーバー	<p>先生方の大変貴重なご意見をありがとうございます。引き続き、よろしくをお願いします。</p>
小濱座長	<p>ありがとうございます。前川係長、何かありましたらお願いします。</p>
前川オブザーバー	<p>今回初めて参加し、重要文化財建造物の防災等のことについてお話を聞かせていただき、私にとってもいい勉強になりました。今後も引き続き名古屋城の防災設備のために計画を進めていただけたらと思います。よろしくをお願いします。</p>
小濱座長	<p>ありがとうございます。愛知県の竹田主事、何かコメントがありましたらお願いします。</p>
竹田オブザーバー	<p>県としても引き続き名古屋城の整備のサポートに入っていきたいと思っています。引き続きよろしくお願いします。</p>
小濱座長	<p>ありがとうございます。以上をもちまして、本日の議事を終了しましたので、進行を事務局へお返しします。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>小濱座長、円滑な進行をありがとうございました。皆様におかれましても議論をいただき、数多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。今後の検討にしっかり活かしていきたいと思っています。</p>

	以上をもちまして、本日の建造物部会を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。
--	--